

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IFRS 第 9 号「金融商品」**  
**－特定の種類のデュアルカレンシー債券の分類**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、特定の種類のデュアルカレンシー債券の分類に関するアジェンダ決定案について、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

## II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を適用する保有者が特定の金融資産をどのように分類するかについて要望を受けた。具体的には、ある通貨建の額面金額と別の通貨建の固定金利支払からなる次のようなデュアルカレンシー債が、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみ（solely payments of principal and interest ; SPPI<sup>1</sup>）の要件を満たすかどうかを質問している。
  - ・ 契約上の額面金額が表示されている通貨（例えば、日本円）とは別の通貨建（例えば、米ドル）で固定金利が支払われる。
  - ・ 固定金利は毎年支払われる。
  - ・ 額面金額は固定された満期日に返済される。
3. IFRS 第 9 号 B4. 1. 8 項は、SPPI 要件の判定にあたっては、金融資産の表示されている通貨建の元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを検討しなければならないとしている。

**IFRS 第9号 B4. 1. 8項（下線は事務局による強調）**

企業は、契約上のキャッシュ・フローが、金融資産の表示されている通貨建の元本及び元本

---

<sup>1</sup> SPPI 要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有する負債性金融商品は、企業の事業モデルにより、償却原価(IFRS 第 9 号 4. 1. 2 項)又はFVOCI（その他の包括利益を通じて公正価値）(同 4. 1. 2A 項)により事後測定される。

残高に対する利息の支払のみであるかどうかを検討しなければならない。

4. 要望書の提出者は、第2項に記載したようなデュアルカレンシー債券に対し、IFRS第9号B4.1.8項をどのように分析するかについて、次のような異なる見解があるとしている。

**見解1：SPPI要件を分析するときは、額面金額が表示されている通貨に基づき、債券全体について分析すべきである。**

IFRS第9号のBC4.204項は、IFRS第9号における要求事項は「金融資産を主契約とする混合契約は、分離すべきではなく、全体で分類及び測定を行うべき」ことであると述べている。したがって、IFRS第9号B4.1.8項の要求事項は、当該債券に対し単一の商品として適用される必要があり、SPPI要件を満たすためには、契約上のすべてのキャッシュ・フローは資産の額面金額が表示されている通貨と同じ通貨でなければならない。

この見解によれば、額面金額が日本円で表示されている場合、SPPI要件を満たすためには、利息の支払いを含む契約上のキャッシュ・フローのすべてが日本円で構成される必要があることになる。しかし、第2項に記載したようなデュアルカレンシー債券では、キャッシュ・フローが日本円と米ドルにより構成されており、基本的な融資の取決め<sup>2</sup>とは無関係の為替リスク（日本円/米ドル）を生み出しているため、SPPI要件は満たされないことになる。

**見解2：SPPI要件を分析するときは、デュアルカレンシー債券は、額面金額と利息について、それぞれが同じ通貨建のキャッシュ・フローを有する、2つの構成要素から成り立つと考えることができる。**

この見解によれば、第2項に記載したようなデュアルカレンシー債券は次の2つの構成要素から成り立つと考えることができる。また、これらの構成要素のそれぞれについて、単独でSPPI要件を満たしていることを示すことができれば、デュアルカレンシー債券（両者を組み合わせたもの）もSPPI要件を満たすことになる。

- ・元本に関する、日本円で表示されるゼロ・クーポン債券
- ・固定金利の利息に関する、米ドルで表示される償還融資（amortising loan）

この見解によれば、IFRS第9号のBC4.204項は、金融商品全体を一つの会計単位と

---

<sup>2</sup> IFRS第9号B4.1.7A項では、「元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。」とされている。

して扱うことを示すものにすぎず、SPPI テストの実施方法を述べるものではないと解釈される。IFRS 第 9 号の B4.1.13 項において、SPPI 要件を満たす可能性のある金融商品の例として、固定金利の金融商品と変動金利の金融商品の組合せにより上限金利のある変動金利付債券が示されていることが、この見解を支持していると述べられている。

### III. 2018 年 3 月の IFRS-IC 会議における議論

#### IASB スタッフの分析

5. IASB スタッフは、要望書に記載された商品に関する情報を収集するため、会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters; IFASS) のメンバー、証券監督機関及び大手会計事務所に対し、次の 2 点についてアウトリーチを行った。
  - (1) 要望書に記載されたような特定のデュアルカレンシー債は一般的なものかどうか。
  - (2) 一般的なものである場合、このような債券は契約上のキャッシュ・フローの回収 (若しくは回収と売却の両方) を目的とした事業モデルのもとで保有されているかどうか。また、特定の法域や特定の業界又は種類の企業に集中しているかどうか。
6. アウトリーチの結果、IASB スタッフは以下の回答を得た。
  - (1) ほとんどの回答者は、要望書に記載されたようなデュアルカレンシー債券は一般的なものではないと述べた。数名の回答者は、過去に特定の法域では一般的なものであったと説明した。
  - (2) ある回答者は、デュアルカレンシー債券は銀行業界では一般的なものだと述べた。この回答者は、デュアルカレンシー債券にはさまざまな種類があるが、要望書に記載されている特定の商品は最も単純なものであり、「満期保有」、「保有又は売却」、「トレーディング」などの異なった事業モデルで保有されていると述べた。
7. IASB スタッフは、以下の理由から IFRS 第 9 号を適用した場合の要望書に記載された商品の会計処理について分析しないこと、また、本論点を基準設定アジェンダに追加しないことを提案した。

- (1) 前項に記載したように、アウトリーチの結果、要望書に記載されたような金融商品は一般的なものではないという回答を得ている。したがって、IASB スタッフは、本論点が、デュー・プロセス・ハンドブックの 5.16 項 (a) において IFRS-IC が対処すべきとされている「広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を与えているか又は与えると予想される」論点に該当するという証拠を入手していない。
- (2) 要望書に記載された商品は非常に限定されているが、IASB スタッフは、デュアルカレンシー債券には実際にはさまざまな種類があり、契約条件の違いが分析と分類の結論に影響すると考えている。
- (3) 企業は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に、IFRS 第 9 号を適用することが義務づけられている。IASB スタッフは、IFRS 第 9 号の適用においてデュアルカレンシー債券が問題を引き起こしているとは認識していない。さらに、審議会は、発効日近くの IFRS 第 9 号に関する議論は、企業にとって有益ではなく、むしろ混乱を招く可能性があるとする多くの関係者からの明確なメッセージを受けている。企業は、多くの多種多様な金融資産に SPPI 要件を誠実に適用するための判断を既に行っている。利害関係者は、たとえ範囲が狭いとしても、特定の問題に関する議論が他の資産の会計処理に対して意図しない影響を及ぼす可能性がある」と述べている。

### IFRS-IC 会議での議論の結果

8. IFRS-IC の議長は、前項(3)の記載について、IFRS-IC は時期を理由として IFRS 第 9 号に関するいかなる質問にも回答する意思がないという認識を与えてしまうことを懸念した。同議長は、論点を取り上げるかどうかの検討に際しては、人々を支援する必要性や、IFRS-IC が回答するのに適切な論点であるかどうかを考えており、本件については、非常に限定された質問であり、仮にスタッフペーパーにおける分析のみであったとしても、おそらくは分析する便益よりもコストの方が上回ると考えられるため、取り上げないことが正当化されると述べた。
9. 数名のメンバーは、IFRS-IC がアジェンダ決定をより教育的なものにすると約束しているにもかかわらず、SPPI 要件を判断するにあたり単一の商品を複数の構成要素に分割することについて分析を示さないことは有用でないと述べた。
10. あるメンバーは、論点が広範なものかどうかという質問はアジェンダ決定に関してであり、スタッフペーパーにおいて分析をするか否かについてではないと考えた。
11. 議論の結果、IASB スタッフが提示した文案から「影響を受ける人々に重要性のある影

響を与えているか又は与えると予想される」という文言を削除したうえで、本論点についてはアウトリーチの結果から、広範な影響を有するという証拠を得ていないため、基準設定アジェンダとして取り上げないこととする旨のアジェンダ決定案が公表されている（賛成 11：反対 3。なお、公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している）。

### 今後の予定

12. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2018 年 5 月 22 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

(別紙1)

2018年3月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

**特定の種類のデュアルカレンシー債券の分類（IFRS第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー8**

委員会は、保有者が特定の金融資産をIFRS第9号を適用してどのように分類するのかに関する要望書を受け取った。要望提出者は、ある通貨で額面金額が表示され、固定金利支払が別の通貨で表示されている「デュアルカレンシー債券」について記述していた。固定金利支払は毎年行われ、額面金額は明記された満期日に返済される。要望提出者は、このような金融商品は、IFRS第9号の4.1.2項(b)及び4.1.2A項(b)を適用した場合に、元本及び元本残高に係る利息の支払いのみである契約上のキャッシュ・フローを有しているのかどうかを質問していた。

この要望に関して行ったアウトリーチへの回答に基づき、委員会は、要望書に記述された金融商品は一般的ではないと考えた。したがって、委員会は、この事項が広範な影響を有するという証拠を得ていない。

したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

(別紙2)

関連する基準等IFRS 第9号「金融商品」

## 付録 B

## 適用指針

## 分 類 (第4章)

## 金融資産の分類 (セクション4.1)

元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フロー  
 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する契約条件

B4.1.13 以下は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを説明した例である。この例のリストは網羅的なものではない。

金融商品	分 析
(省略)	
<p><b>金融商品C</b></p> <p>金融商品Cは、満期日が明示された債券であり、変動型の市場金利を支払う。当該変動金利には上限が定められている。</p>	<p>次の両方の契約上のキャッシュ・フローは、利息が金融商品の期間中の当該金融商品に関連した貨幣の時間価値、信用リスク並びに他の基本的な融資リスク及びコストへの対価と利益マージンを反映している限り、元本及び元本残高に対する利息の支払である (B4.1.7A項参照)。</p> <p>(a) 固定金利の金融商品</p> <p>(b) 変動金利の金融商品</p> <p>したがって、(a)と(b)を組み合わせた金融商品 (例えば、上限金利のある債券) は、キャッシュ・フローが元本と元本残高に対する利息の支払のみである可能性がある。そうした契約条件は、変動金利に上限を設けることによりキャッシュ・フローの変動性を減少させたり (例えば、金利キャップ又はフロアー)、固定金利が変動金利になることによりキャッシュ・フローの変動性を増加させたりする可能性がある。</p>

## 結論の根拠

### 分類（第4章）

---

#### 金融資産の分類

##### 契約上のキャッシュ・フローの特性<sup>3</sup>

契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する契約条件（期限前償還又は延長の要素を含む）

##### 分離

BC4.196 IFRS 第9号（2009年）で公表された要求事項は、金融資産を主契約とする混合契約を分離していなかった。その代わりに、すべての金融資産は全体で分類された。2009年以降、多くの利害関係者が当該アプローチへの支持を表明した。他方、混合金融資産はデリバティブ部分と非デリバティブ主契約に分離すべきだという考えを示した人々もいた。2009年のIFRS 第9号の公表後に寄せられたフィードバックの多くは、当該基準の公表に至った審議の際に寄せられたフィードバックと同様であった。そのフィードバックはBC4.88項に要約している。さらに、一部の人々は以下の点を指摘した。

- (a) 一部の混合金融資産の構成部分は別個に管理されているので、分離により、企業が当該金融商品をどのように管理しているのかに関して、目的適合性のより高い情報が財務諸表利用者に提供される可能性がある。
- (b) 当初認識時に公正価値が僅少である組込要素（例えば、発生する可能性が低いと企業が考えている将来事象を条件としているため）によって、ある混合金融資産が全体として純損益を通じて公正価値で測定される結果となる可能性がある。
- (c) 金融資産と金融負債の分離を対称にすることは重要であり、したがって、IASBが混合金融負債について分離を維持していることから、混合金融資産を分離すべきである。

BC4.197 2012年限定的修正公開草案の公表に至った審議の間に、IASBは、金融資産又は金融負債（あるいはその両方）について分離を追求すべきかどうか、また、その場合、分離の基礎をどのようにすべきかを再検討した。IASBは3つのアプローチを検討した。

- (a) 「密接な関連」による分離（すなわち、IAS 第39号における「密接に関連」という分離の要件（IFRS 第9号に引き継がれている）を用いて分離）
- (b) 「元本及び利息」による分離

---

<sup>3</sup> このセクションでは、償却原価情報に関する議論は、償却原価の測定区分の金融資産とその他の包括利益を通じた公正価値の測定区分の金融資産の両方に当てはまる。これは、後者については、資産が財政状態計算書では公正価値で測定され、償却原価情報が純損益で提供されるからである。

(c) 分離をしない（すなわち、金融商品を全体で分類する）

BC4.198 2012年限定的修正公開草案では、IASBはIFRS 第9号における金融商品の分離に関する要求事項の変更を提案していなかった。その結果、混合金融資産は分離されずに、全体として分類及び測定が行われている。混合金融負債は、IAS 第39号からIFRS 第9号に引き継がれた密接に関連の要件に基づいて分離されている（ただし、企業が公正価値オプションの適用を選択する場合は除く）。

BC4.199 この結論に至る際に、IASBは、BC4.46項からBC4.53項及びBC4.91項と整合的に、利害関係者がIASBに対して一貫して、IAS 第39号における分離の方法論は実務において一般によく機能しており、当該要求事項の公表以降に実務が発展していると述べてきたことに留意した。具体的には、多くの関係者（財務諸表利用者を含む）が、金融資産については分離の廃止を支持したが、金融負債については分離を維持することを強く支持した。これは主として、分離が自己の信用リスクの問題を扱っており、これは金融負債だけに関連性があるからである。

BC4.200 これと対照的に、IAS 第39号における密接な関連による分離の方法論は、金融負債についてはよく機能しているが、資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価することを企業に要求しているIFRS 第9号におけるガイダンスを補完していない。例えば、IFRS 第9号が資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価及び密接な関連による分離の評価の両方を要求とした場合には、IASBはそれらの評価のどちらを優先すべきなのかを決定することが必要となる。例えば、IASBは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみではないが、分離を必要とする組込デリバティブを含んでいないというシナリオを議論した。具体的には、IASBはこのような金融資産の事後測定をどのようにすべきなのかを検討した。すなわち、契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみではないことから、全体を純損益を通じた公正価値とするのか、それとも、分離を必要とする組込デリバティブを含んでいないことから、全体を償却原価（あるいは、保有されている事業モデルによっては、その他の包括利益を通じた公正価値）とするのかである。同様の課題が、契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであるが、分離を必要とする組込デリバティブを含んでいる金融資産について生じる。その結果、IASBは、資産の契約上のキャッシュ・フローの特性についてのIFRS 第9号における評価を、密接な関連による分離の評価と組み合わせると、複雑となり、矛盾した結果が生じ、実際に、場合によっては運用不能と思われると判断した。したがって、IASBは、このアプローチを金融資産については追求しないことを決定した。

BC4.201 元本及び利息による分離アプローチでは、金融資産のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみではない場合には、当該資産を主契約（キャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである）と組み込まれた残余要素に分離すべきかどうかを決定するための評価を行うことになる。主契約は、保有されている事業モデルによっては、純損益を通じて公正価値以外の測定区分に適切となる可能性がある。組込要素は、純損益を通じた公正価値で測定されることになる。IASBは、このアプローチの変形も検討した。組込要素がデリバティブの定義に該当するか又は構成要素が区分して管理されている場合にだけ、分離を要求するというものである。これらの条件に該当しない場合には、当該金融資産

の全体を純損益を通じて公正価値で測定することになる。

BC4.202 IASBは、元本及び利息による分離アプローチが金融商品の構成要素の区分管理を基礎とする場合には、そうしたアプローチは、金融資産の管理を金融商品ごとに行うものとなることに留意した。これは、IFRS 第9号における事業モデルの現行の評価とは不整合となる。現行の評価は、金融資産の管理をより高いレベルで集約して評価することを要求している。また、IASBは、元本及び利息による分離アプローチは、IFRS 第9号における現行の要求事項と両立可能に見えるかもしれないが、実際には、金融資産の分類及び測定に新たな概念を持ち込むことになり、主契約と組込要素の定義及び測定をどのように行うべきなのかに関する疑問を間違いなく生じさせることになることにも留意した。IASBは、元本及び利息による分離アプローチをIFRS 第9号に導入すると、複雑性を著しく増大させることになると考えた。これは特に、その場合には2つの分離アプローチを含めることとなるからである（すなわち、一方は混合金融資産について、他方は混合金融負債について）。IASBは、新たな分離アプローチの導入に関連して、意図せざる結果の重大なリスクがあることにも着目した。したがって、IASBはこのアプローチを金融資産について追求しないことを決定した。

BC4.203 したがって、2012年限定的修正公開草案に至った審議の間に、IASBは、金融資産を主契約とする混合契約は、契約全体で分類及び測定を行うべきであるという決定を確認した。この結論に至る際に、IASBは分離の禁止についての当初の論拠を引用した。これはBC4.83項からBC4.90項に示している。

BC4.204 2012年限定的修正公開草案に対する特定の法域からのコメント提出者の一部は、混合金融資産の分離への選好を引き続き示した。しかし、コメント提出者の大半は、分離を再び導入すべきだという提案はせず、一部のコメント提出者は、再導入には反対であると明言した。その結果、IASBは、金融資産を主契約とする混合契約は、分離すべきではなく、全体で分類及び測定を行うべきだというIFRS 第9号における要求事項を再確認した。

以 上